

(案)
業務委託契約書

1. 委託業務の名称 令和8年秋田県地価調査業務委託
2. 履行期間 契約締結の日から
令和8年9月18日まで
3. 業務委託料 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇-)
4. 契約保証金 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
5. 成果物の納入場所 秋田県建設部建設政策課

上記の委託業務について、契約担当者と契約者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

契約担当者(甲) 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
職 氏 名 秋田県知事 印

契約者(乙) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 乙は、別冊「設計図書」及び「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の「設計図書」及び「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲・乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の工程表等)

- 第4条 乙は、この契約締結後5日以内に委託業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、契約締結の日から10日以内に委託業務に着手するとともに、着手届けを甲に提出しなければならない。

(委託業務の調査等)

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

- 第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して

定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は業務委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第11条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(検査及び引渡)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了届及び精算報告書に成果品を添えて提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了届及び精算報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 甲は、第2項(前項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認められた場合は、乙にその旨を通知しなければならない。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約解除することができるものとする。

一 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に業務

を完了することができないと認めるとき。

二 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、業務の既済部分の引渡しを乙に請求するものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託金額を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(違約金)

第13条 前条第1項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の甲の解除権)

第13条の2 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が独占禁止法第49条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

二 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が独占禁止法第50条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

三 乙が、前2号の規定による排除措置命令又は納付命令について独占禁止法第66条第1項から第3項までの審決（原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。

四 乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

五 乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処されたとき。

(賠償金)

第13条の3 乙は、この契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後に、乙が前条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合に準用する。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成した者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により甲に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

- 第14条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- 一 第6条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため業務委託料が3分の1以下に減少したとき。
 - 二 第6条第1項の規定により、委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により、契約を解除した場合に準用する。

（秘密の保持等）

- 第15条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は成果品（設計業務等の履行課程において得られた記録等も含む。）を他に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（個人情報の保護）

- 第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

- 第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

(取得の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(監査及び検査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 乙は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においてもその業務に関して知り得た情報をみだりに漏らしてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする

(事故発生時の対応)

第12 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。